第６章２⑶中「法第５条第９項の規定により」を削り、「ものとする」の下に「（法第５条第９項）」を加える。

第６章２⑷中「、法第５条第８項に基づき」を削り、「認定を行う」の下に「（法第５条第８項）」を、「通知を行う」の下に「（同条第10項）」を加え、「公表する」を「公表するよう努める（同条第11項）」に改め、「、法第９条に基づき」を削り、「できる」の下に「（法第９条第１項）」を加える。

第６章３を削る。

第７章１中「図る際に」を「図る観点から」に改め、「組織することができる」の下に「（法第11条第１項）」を、「されており」の下に「（同条第３項）」を、「生じる」の下に「（同条第４項）」を加え、「、法第５条第６項の規定により」を削り、「こととされている」の下に「（法第５条第６項）」を加える。

第７章２中「そのため」の下に「、市町村長は」を加え、「市町村長が」を削り、「公益法人又はＮＰＯ法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）」に改め、「、歴史的風致維持向上支援法人」の下に「（以下「支援法人」という。）」を加え、「ものである」を「（法第34条第１項）」に改め、「されている」の下に「（法第35条）」を、「されており」の下に「（法第21条第２項）」を加え、「公益法人等」を「一般社団法人等」に改める。

第７章３中「ものである」の下に「（法第31条）」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「意匠」を「形態意匠」に改める。

○厚生労働省告示第三百七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第四条第一項の規定に基づき、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十三年八月三十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

第２の本文中「、以下のとおりである」を「１から３までとし、盛り込むよう努めるべき事項は４及び５とする」に改め、第２の２及び３を削り、第２の４中「第５条第２項第４号」を「第５条第２項第２号」に改め、第２の４を第２の２とし、第２の５中「第５条第２項第５号」を「第５条第２項第３号」に改め、第２の５を第２の３とし、第２の３の次に次の４及び５を加える。

４　雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項（法第５条第３項第１号）

雇用開発促進地域における求人数、求職者数、求人倍率、離職者の動向、年齢別等の雇用動向、労働力人口の動態、就業構造等を示すことにより、当該地域の労働市場の特徴を明らかにすること。

５　雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項（法第５条第３項第２号）

地域における労働力の需給状況やその他雇用の動向等当該地域の特性や実情を踏まえ、以下の点に留意しつつ、講じようとする施策や地域の雇用構造の改善に関して、定量的かつ具体的な目標を設定すること。

⑴　産業の集積状況、産業活動の動向等を始めとした地域の特性を十分に踏まえること。

⑵　地域において進められる産業基盤整備、新規事業展開、地場産業の育成等当該地域の産業政策及び地域振興政策との連携を図ること。

第３の本文中「、以下のとおりである」を「１から５までとし、盛り込むよう努めるべき事項は６及び７とする」に改め、第３の２及び３を削り、第３の４中「第６条第２項第４号」を「第６条第２項第２号」に改め、第３の４を第３の２とし、第３の５を削り、第３の６中「第６条第２項第６号」を「第６条第２項第３号」に改め、第３の６を第３の３とし、第３の７中「第６条第２項第７号」を「第６条第２項第４号」に改め、第３の７を第３の４とし、第３の８中「第６条第２項第８号」を「第６条第２項第５号」に改め、第３の８を第３の５とし、第３の５の次に次の６及び７を加える。

６　自発雇用創造地域における労働市場の需給状況その他雇用の動向に関する事項（法第６条第３項第１号）

自発雇用創造地域における求人数、求職者数、求人倍率、労働力人口の動態、就業構造等を示すことにより、当該地域の労働市場の特徴を明らかにすること。

７　自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項（法第６条第３項第２号）

地域における労働力の需給状況やその他雇用の動向等当該地域の特性や実情を踏まえ、以下の点に留意しつつ、講じようとする施策や地域の雇用構造の改善に関して、定量的かつ具体的な目標を設定すること。

⑴　地域雇用創造協議会を構成する団体の活動、産業の集積状況、産業活動の動向等を始めとした地域の特性を十分に踏まえること。

⑵　地域において進められる産業基盤整備、新規事業展開、地場産業の育成等当該地域の産業政策及び地域振興政策との連携を図ること。

○厚生労働省告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年八月三十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

別表第１第２章の６を次のように改める。

６　児童養育加算

⑴　加算額

⑵のアに該当する者	第１子及び第２子	３歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過しない児童とする。）	15,000円
		３歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過した児童とする。）であつて中学校修了前のもの（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）	10,000円
	第３子以降	小学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）	15,000円
		小学校修了後中学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の３月31日までの間にあるものをいう。）	10,000円
⑵のイに該当する者	３歳に満たない平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第３条第３項第４号に規定する子ども（同号に規定する婦人保護施設に入所している子どもを除く。以下「施設入所児童」という。月の初日に生まれた施設入所児童については、出生の日から３年を経過しない施設入所児童とする。）		15,000円
	３歳以上の施設入所児童（月の初日に生まれた施設入所児童については、出生の日から３年を経過した施設入所児童とする。）であつて中学校修了前のもの（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある施設入所児童をいう。）		10,000円

⑵　児童養育加算は次に掲げる者に対して行う。

ア　児童の養育にあたる者

イ　施設入所児童